

# 埼玉第13次労働災害防止計画の主な目標に関する 令和3年実績

埼玉労働局労働基準部健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年実績

## 死亡災害全体

計画の目標	目標を数値化したもの	令和3年実績
死亡者数を平成29年と比較して、令和4年までに20%以上減少させる。	(平成29年) 32人 → (令和4年) 25人以下	<b>34人</b> (+6.3%) ※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた死亡者数 <b>32人</b> (0.0%)

(災害の発生状況) ※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害(2人)を除くと以下のとおりとなる。

ア 死亡者数は、13次防の全ての重点業種(建設業、製造業、林業)で増加した。

イ 事故の型別では、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」で減少した。

## 死傷災害全体

計画の目標	目標を数値化したもの	令和3年実績
死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を平成29年と比較して、令和4年までに7%以上減少させる。	(平成29年) 5,824人 → (令和4年) 5,416人以下	<b>7,837人</b> (+34.6%) ※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた死傷者数 <b>6,920人</b> (+18.8%)

(災害の発生状況) ※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害(917人)を除くと以下のとおりとなる。

ア 休業4日以上死傷者数は前年比で増加となった(151人、2.2%増)。平成29年比で増加となった(1,096人、18.8%増)。

イ 事故の型別では、特に「転倒」、高所からの「墜落・転落」、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、死傷者数の多い事故の型で増加した。

# 第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年実績

重点業種別対策※塗りつぶし箇所が目標達成分

累計死亡者数は令和4年の速報を加算。以下同じ。

計画の目標	目標を数値化したもの	令和3年実績	(新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)
【建設業】 労働災害による死亡者数を平成29年と比較して、令和4年までに50%以上減少させる。	(平成29年) 13人 → (令和4年) 6人以下	11人 (▲15.4%)	11人 (▲15.4%)
計画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して20%以上減少させる。	(12次防) 62人 → (13次防) 49人以下	48人 (▲22.6%)	48人 (▲22.6%)
【製造業】 労働災害による死亡者数を平成29年と比較して、令和4年までに20%以上減少させる。	(平成29年) 3人 → (令和4年) 2人以下	6人 (+100.0%)	6人 (+100.0%)
計画画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して20%以上減少させる。	(12次防) 35人 → (13次防) 28人以下	29人 (▲17.1%)	29人 (▲17.1%)
【林業】 計画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して50%以上減少させ1人以下とする。	(12次防) 2人 → (13次防) 1人以下	3人 (+50.0%)	3人 (+50.0%)
【廃棄物処理業】 計画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して20%以上減少させる。	(12次防) 9人 → (13次防) 7人以下	7人 (▲22.2%)	7人 (▲22.2%)
【陸上貨物運送事業】 計画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して、20%以上減少させる。	(12次防) 29人 → (13次防) 23人以下	25人 (-13.8%)	25人 (-13.8%)
年間死傷者数を、令和4年までに平成29年の死傷者数より減少させる。	(平成29年) 1,062人 → (令和4年) 1,061人	1,296人 (+22.0%)	1,277人 (+20.2%)
【小売業】 死傷者数を令和4年までに平成29年の死傷者数より減少させる。 (死傷年千人率を、平成29年と比較して、7%以上低下させる。)	(平成29年) 673人 → (令和4年) 672人 (1.92 → 1.78)	806人 (+19.7%)	796人 (+18.3%) (2.06)
【社会福祉施設】 死傷者数を令和4年までに平成29年の死傷者数より減少させる。 (死傷年千人率を、平成29年と比較して、7%以上低下させる。)	(平成29年) 376人 → (令和4年) 375人 (2.17 → 2.01)	930人 (+147.3%)	657人 (+74.7%) (2.99)
【飲食店】 死傷者数を令和4年までに平成29年の死傷者数より減少させる。 (死傷年千人率を、平成29年と比較して、7%以上低下させる。)	(平成29年) 228人 → (令和4年) 227人 (1.37 → 1.27)	270人 (+18.4%)	266人 (+16.7%) (1.71)

## 第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年実績

### 健康確保対策 ※全国の数値（特記部分を除く）

計画の目標	目標を数値化したもの	令和3年実績等
【職場相談先】 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上とする。	(平成29年) (令和4年) 72.5% → 90%	<u>70.3%</u> (▲2.2P)
【メンタルヘルス対策】 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。	(平成29年) (令和4年) 58.4% → 80%	<u>全国：59.2%</u> (+0.8P) <u>埼玉：62.8%</u>
【ストレスチェック】 ストレスチェック結果を集团分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。	(平成29年) (令和4年) 51.7% → 60%	<u>63.2%</u> (+11.5P)

# 第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年実績

## 健康障害防止対策 ※全国の数値（特記部分を除く）

計画の目標	目標を数値化したもの	令和3年実績等
<b>【化学物質対策】</b> 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上とする	<b>(平成29年) (令和4年)</b> <b>ラベル表示</b> 68.6% → 80% <b>SDS交付</b> 62.6% → 80%	<b>ラベル表示</b> <u>69.9%</u> (+1.3P) <b>SDS交付</b> <u>77.9%</u> (+15.3P)
<b>【腰痛】</b> 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を、令和4年までに平成29年の死傷者数よりも減少させる。	<b>(平成29年)</b> <b>第三次産業</b> 209 <b>陸上貨物運送事業</b> 61	<b>第三次産業</b> <u>241</u> (+32) <b>陸上貨物運送事業</b> <u>74</u> (+13)
<b>【熱中症】</b> 職場での熱中症による死傷者数を平成25年から平成29年までの5年間と比較して、平成30年から令和4年までの5年間で5%以上減少させる。	<b>(平成25年～平成29年の合計)</b> 119人 ↓ <b>(平成30年～令和4年の合計)</b> 113人以下	<b>平成30年～令和3年の合計</b> <u>204人</u>

# 第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年実績

## 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進（建設業対策）

計画の目標	目標を数値化したもの	令和3年実績	令和3年実績 (新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)
【建設業】 労働災害による死亡者数を平成29年と比較して、令和4年までに50%以上減少させる。	(平成29年) 13人 → (令和4年) 6人以下	11人 (▲15.4%)	11人 (▲15.4%)
計画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して20%以上減少させる。	(12次防) 62人 → (13次防) 49人以下	48人 (▲22.6%)	48人 (▲22.6%)

## 13次防期間中のこれまでの取組

- ① フルハーネス型墜落制止用器具の普及促進（平成30年度～令和4年度）
- ② 局署職員がフルハーネス型墜落制止用器具に係る法令改正を理解し、よりの確な指導を可能とするため、局署職員を対象とした特別教育を実施（令和元年度～令和4年度）
- ③ 計画届の受理・実地調査、個別指導等の際、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づき「より安全な措置」等の普及促進（平成29年度～）
- ④ 建設工事関係者連絡会議において、安全衛生に配慮した発注の促進等を建設工事発注者（9機関）、建設工事施工者団体（3団体）参加のもと協議（平成30年度～令和3年度）
- ⑤ 令和3年12月に多発した死亡災害を受け建設業関係団体（17団体）に対する緊急要請を実施（令和3年12月）
- ⑥ 住宅建築工事における労働災害の防止を図るため、埼玉住宅工事安全協議会と連携した安全パトロールを実施した。
- ⑦ 建設業における労働災害の半数以上が10名未満の小規模事業場に所属する労働者の被災であることから、保護帽の着用、はしご・脚立使用時の注意事項等について、労災保険事務組合を通じた周知を実施
- ⑧ 令和4年6月以降に多発した熱中症による死亡災害を受け建設業関係団体（3団体）に対する緊急要請を実施（令和4年7月）

# 第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年実績

## 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進（建設業対策）

---

### 令和3年実績の分析

---

死亡災害は減少基調にあるものの一部目標達成には至らず。令和3年の建設業の死亡者数は、墜落・転落によるものが4割占めている。工事別では、その他の建築工事業が3割占めている。

ア 事故の型別では、依然として「墜落・転落」が4人（33.3%）と最多。

イ 「墜落・転落」による死亡者のうち建築工事業での死亡者は3人（75.0%）。

ウ 墜落・転落による死亡者は、屋根、開口部等から2人、はしご・脚立等から1人、その他の乗物1人となっている。

エ 年齢別では、60歳以上での死亡災害は、50.0%（6人）。

# 第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年実績

## 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進（製造業対策）

計画の目標	目標を数値化したもの	令和3年実績	令和3年実績 (新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)
【製造業】 労働災害による死亡者数を平成29年と比較して、令和4年までに20%以上減少させる。	(平成29年) 3人 → (令和4年) 2人以下	6人 (+100.0%)	6人 (+100.0%)
計画画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して20%以上減少させる。	(12次防) 35人 → (13次防) 28人以下	29人 (▲17.1%)	29人 (▲17.1%)

## 13次防期間中のこれまでの取組

- ① 署において、機械災害のうち、はさまれ・巻き込まれ災害等が発生した事業場に対する再発防止対策に重点を置いた指導（平成29年度～令和3年度で343社）を実施
- ② フォークリフトによる労働災害を防止するため、関係機関と連携した取組を実施

## 令和3年実績の分析

目標は未達成。その他関連指標は以下のとおり。

ア 事故の型別の死亡者数では、「飛来、落下」が最多で33.3%（2人）、死傷者数では、依然として機械等による「はさまれ・巻き込まれ」が最多で全数に占める割合は24.9%を占めている。

イ 死傷者数は、前年比118人・8.6%の増加だった。

ウ 製造業の業種別の死傷者数では、食料品製造業が最多の568人で、全数に占める割合は38.4%となった。



# 第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年実績

## 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進（林業対策）

計画の目標	目標を数値化したもの	令和3年実績	令和3年実績 (新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)
【林業】 計画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して50%以上減少させ1人以下とする。	(12次防) (13次防) 2人 → 1人以下	3人 (+50.0%)	3人 (+50.0%)

## 13次防期間中のこれまでの取組

林業・木材製造業労働災害防止協会埼玉県支部との連携を図り、令和2年1月に改正された「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等の周知を実施（令和元年度～）

## 令和3年実績の分析

計画期間中の累計死亡者数は4人であり、前期と比較して2人増加し目標未達成。

ア 起因物別では「立木等」が3人と最多。

イ 事故の型別では「墜落、転落」「崩壊・倒壊」「飛来・落下」「激突され」。

ウ 全ての死亡災害が伐木作業中に発生。

# 第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年実績

## 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進（陸上貨物運送業対策）

計画の目標	目標を数値化したもの	令和3年実績	令和3年実績 (新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)
【陸上貨物運送事業】 計画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して、20%以上減少させる。	(12次防) 29人 → (13次防) 23人以下	25人 (-13.8%)	25人 (-13.8%)
年間死傷者数を、令和4年までに平成29年の死傷者数より減少させる。	(平成29年) 1,062人 → (令和4年) 1,061人	1,296人 (+22.0%)	1,277人 (+20.2%)

### 13次防期間中のこれまでの取組

- ① 陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部と「荷役作業安全ガイドライン」に基づく荷主向け担当者への講習会の開催（平成26年度～）
- ② 荷役災害防止のためのコンサルティング事業について、事業場に対する個別コンサルティングの受講勧奨等の支援（平成29年度～）
- ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部主催の労働災害撲滅緊急宣言要請決起会議において、トラック荷台からの墜落・転落災害の防止等を徹底するための緊急要請の実施（令和2年度）
- ④ 荷役災害を防止するため、ロールボックスパレット、テールゲートリフターの安全な取扱い方法やトラックの荷台での作業中における保護帽の着用を周知
- ⑤ フォークリフトによる労働災害を防止するため、関係機関と連携した取組を実施

### 令和3年実績の分析

死傷者数が前年比で19人（1.6%）の増加、平成29年比で215人（20.2%）の増加となり、目標達成には至っていない。

ア 死傷災害を事故の型別で見ると「墜落・転落」が最も多く全数に占める割合は21.3%である。

イ そのうち「トラック」を起因物とするものが14.6%を占めている。

ウ 近年、死傷災害を事故の型別で見ると「動作の反動・無理な動作」及び「転倒」が増加傾向にある。

# 第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年実績

## 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進（第三次産業対策等）

計画の目標	目標を数値化したもの	令和3年実績	令和3年実績 (新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)
<b>【小売業】</b> 死傷者数を令和4年までに平成29年の死傷者数より減少させる。 (死傷年千人率を、平成29年と比較して、7%以上低下させる。)	<b>(平成29年)</b> <b>(令和4年)</b> <b>673人</b> → <b>672人</b> <b>( 1.92 → 1.78)</b>	<b>806人</b> <b>(+19.7%)</b>	<b>796人</b> <b>(+18.3%)</b> <b>(2.06)</b>
<b>【社会福祉施設】</b> 死傷者数を令和4年までに平成29年の死傷者数より減少させる。 (死傷年千人率を、平成29年と比較して、7%以上低下させる。)	<b>(平成29年)</b> <b>(令和4年)</b> <b>376人</b> → <b>375人</b> <b>( 2.17 → 2.01)</b>	<b>930人</b> <b>(+147.3%)</b>	<b>657人</b> <b>(+74.7%)</b> <b>(2.99)</b>
<b>【飲食店】</b> 死傷者数を令和4年までに平成29年の死傷者数より減少させる。 (死傷年千人率を、平成29年と比較して、7%以上低下させる。)	<b>(平成29年)</b> <b>(令和4年)</b> <b>228人</b> → <b>227人</b> <b>( 1.37 → 1.27)</b>	<b>270人</b> <b>(+18.4%)</b>	<b>266人</b> <b>(+16.7%)</b> <b>(1.71)</b>

# 第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年実績

## 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進（第三次産業対策等）

### 13次防期間中のこれまでの取組

（第三次産業対策）

- ① 多店舗展開企業に対する本社等指導を8社に実施（平成29年度～令和3年度）
- ② 個別指導・集団指導等の機会に多店舗展開企業で労働災害が多い企業の本社等に対し、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の取組を要請（平成29年度～）
- ③ 個別指導・集団指導等の機会に「転倒災害」、「腰痛災害（動作の反動・無理な動作）」の防止対策を周知（平成29年度～）
- ④ 県内の多店舗展開企業等を構成員とする埼玉県SAFE協議会を発足させ、同協議会での取組を通じて、管内の安全衛生の機運醸成を図る（令和4年度～）
- ⑤ SAFE育成支援を実施する（令和4年度～）

### 令和3年実績の分析

小売店・社会福祉施設では新型コロナウイルス感染症による労働災害が増加したものの、それを差し引いても死傷災害年千人率は増加。

この背景として、

- ・ 第三次産業における雇用者数が引き続き増加し、新規就労者も増加。転倒・腰痛等の労働者の作業行動に起因する災害が増加しており、労働安全衛生関係法令に基づく措置を実施するだけでは災害を防ぎにくい状況となっている。
- ・ 第三次産業では重篤な災害は発生しないとの誤解も多く、施設利用者や顧客の安全確保に関心が偏っている。
- ・ 本社の主導による安全衛生活動の傘下事業場等への展開が不十分。

# 第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年実績

## 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

計画の目標	目標を数値化したもの	令和3年実績等
【職場相談先】 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上とする。	(平成29年) (令和4年) 72.5% → 90%	<b>70.3%</b> (▲2.2P)
【メンタルヘルス対策】 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。	(平成29年) (令和4年) 58.4% → 80%	<b>全国 : 59.2%</b> (+0.8P) <b>埼玉 : 62.8%</b>
【ストレスチェック】 ストレスチェック結果を集团分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。	(平成29年) (令和4年) 51.7% → 60%	<b>63.2%</b> (+11.5P)

## 13次防期間中のこれまでの取組

- ① 産業保健総合支援センター等において産業保健スタッフ等に対する研修やメンタルヘルス対策に係る事業場への訪問支援を実施（平成26年度～）
- ② （独）労働者健康安全機構にて小規模事業場におけるストレスチェック実施や産業医選任等の助成を実施（平成27年度～）
- ③ ストレスチェックの実施率向上のため、実施報告未提出の事業場に対し、電話等で提出するよう督促（平成29年度～）
- ④ 個別指導等において「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を周知（平成29年度～）
- ⑤ 50人未満の事業場におけるメンタルヘルス対策の実施率を向上させるため、産業保健総合支援センターと連携し支援メニューの周知等を実施
- ⑥ 全国健康保険協会埼玉支部と包括連携協定を締結し、健康保持増進対策に関する広報活動等を実施（令和4年度）
- ⑦ 健康経営埼玉推進協議会構成員となり、埼玉県内企業の健康経営を推進（令和4年度）

# 第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年実績

## 令和3年実績の分析

※ 出典は、メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由を除き、令和3年「労働安全衛生調査（実態調査）」

### (1) メンタルヘルス対策に取り組んでいる割合（目標未達）

- 事業場規模別の目標達成状況
  - ・労働者数50人以上の事業場では取組率が94.4%と目標を達成している。
  - ・労働者数50人未満の小規模事業場の取組率は、30~49人で70.7%、10~29人で49.6%と目標が達成できていない。
- メンタルヘルス対策の取組内容
  - ・メンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者数50人以上の事業場における取組内容は、実施率の多い順に、①ストレスチェックの実施（95.6%）、②職場環境等の評価及び改善※（79.7%）、③事業場内での相談体制の整備（59.8%）となっており、ストレスチェックに関連する事項の実施率が高い。
  - ・メンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者数50人未満の事業場における取組内容は、実施率の高い順に、労働者数30~49人：①ストレスチェックの実施（63.3%）、②職場環境等の評価及び改善※（55.8%）、③事業場内での相談体制の整備（52.9%）労働者数10~29人：①ストレスチェックの実施（53.7%）、②メンタル不調の労働者への配慮（47.5%）、③職場環境等の評価及び改善※（44.6%）となっており、労働者数50人以上の事業場と比べて、各事項の実施率は低い。取組内容は同様にストレスチェックに関連する事項の実施率が高い。
    - ※ 職場環境等の評価及び改善には、ストレスチェック実施後の集団分析が含まれる。
- まとめ
  - ・労働者数50人未満の事業場においてメンタルヘルス対策に取り組んでいない理由は、令和2年度労働安全衛生調査（実態調査）によれば、①該当する労働者がいない（44.0%）、②取り組み方が分からない（33.8%）、③専門スタッフがいない（26.3%）となっており、今後も、引き続き、産業保健総合支援センターを通じた事業者に対する周知啓発及び小規模事業場における取組の支援が引き続き必要である。また、ストレスチェック自体の実施率が低い小規模事業場におけるストレスチェックの実施促進が必要である。

### (2) 事業場外資源を含めた相談先（目標未達）

- ・仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合は70.3%と、計画の目標の基準となる平成29年（72.5%）と比べても減少しており、目標が達成できていない。
- ・相談できる相手について、平成29年と令和4年の調査を比較すると、産業医、保健師又は看護師については割合が増加している一方、上司・同僚では割合が減少している。
- ・計画期間中に、産業医等の専門職への相談体制の整備が進んでおり、引き続き小規模事業場を中心に相談体制の整備に係る支援が必要である。

### (3) ストレスチェック集団分析結果の活用（目標達成）

- ・ストレスチェックを実施した事業場におけるストレスチェック集団分析結果の活用については、小規模事業場も含め目標を達成した（50人以上：77.4%、30~49人：82.5%、10~29人：73.5%）。
- ・引き続きストレスチェック集団分析の結果の活用促進について周知啓発を図るとともに、ストレスチェック自体の実施率が低い小規模事業場におけるストレスチェックの実施促進が必要である。

# 第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年実績

## 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質対策）

計画の目標	目標を数値化したもの	令和3年実績等
【化学物質対策】 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上とする。	(平成29年) (令和4年) ラベル表示 68.6% → 80% SDS交付 62.6% → 80%	ラベル表示 69.9% (+1.3P) SDS交付 77.9% (+15.3P)

## 13次防期間中のこれまでの取組

- ① 化学物質対策に係る推進計画に基づき、リスクアセスメントの普及促進や「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとしラベルの表示、SDSの交付と入手の徹底、危険有害性の把握などについて120社に個別指導を実施（平成29年度～）。
- ② 新たな化学物質規制に関する説明会を開催し約500社に対する集団指導を実施（令和4年度）。

## 令和3年実績の分析

ラベル表示については平成29年比1.3P増にとどまったが、SDS交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合は、平成29年比15.3P上昇して77.9%となり、ほぼ目標に到達した。関連指標として、リスクアセスメントの実施状況は以下のとおりであり、未だ不十分ながら、平成29年比で大きく改善していると評価している。引き続き、ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメント実施に関して、事業者に対する周知啓発と支援を実施する必要がある。

・危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質についてリスクアセスメントを実施している割合

平成29年 41.5%→令和3年 66.2%

# 第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年実績

## 化学物質等のラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施状況

ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施状況について、「すべての製品（化学物質）について実施している」「一部の製品（化学物質）について実施している」事業所を合計するといずれも80%を超えており、実施に取り組む事業者は期間中に着実に増加している。

	平成29年実績		令和3年実績	
ラベル表示が努力義務となっている化学物質	すべて表示	<b>68.6%</b>	すべて表示	<b>69.9%</b>
	一部表示	5.7%	一部表示	14.7%
	] 74.3%		] <u>84.6%</u>	

	平成29年実績		令和3年実績	
SDS交付が努力義務となっている化学物質	すべて交付	<b>62.6%</b>	すべて交付	<b>77.9%</b>
	一部交付	12.3%	一部交付	3.6%
	] 74.9%		] <u>81.5%</u>	

	平成29年実績		令和3年実績	
リスクアセスメント実施が努力義務となっている化学物質	すべて実施	41.5%	すべて実施	66.2%
	一部実施	31.2%	一部実施	25.9%
	] 72.7%		] <u>92.1%</u>	

※ 太字は第13次労働災害防止計画の目標に対応する実績



# 第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年実績

## 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進（腰痛対策）

計画の目標	目標を数値化したもの	令和3年実績等
【腰痛】 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を、令和4年までに平成29年の死傷者数よりも減少させる。	(平成29年) 第三次産業 209 陸上貨物運送事業 61	第三次産業 241 (+32) 陸上貨物運送事業 74 (+13)

## 13次防期間中のこれまでの取組

- ① 社会福祉施設、陸上貨物運送事業の事業場に対する個別指導を220社以上に実施（平成29年度～）
- ② 「転倒予防・腰痛予防の取組」（動画配信）を局ホームページへ掲載（令和3年度～）
- ③ 関係団体（27団体）を通じエイジフレンドリーガイドラインを周知（令和元年度）
- ④ 埼玉県SAFE協議会において、小売業及び介護施設の事業者約300者に対して、本省作成の講習用動画の周知のほか、腰痛対策の普及を図った（令和4年度）

## 令和3年実績の分析

第三次産業及び陸上貨物運送事業において、腰痛の死傷者数が増加しており、目標達成には至っていない。

第三次産業における腰痛の死傷者の50%は保健衛生業で発生している。また、保健衛生業における腰痛の死傷者数は、平成29年89人から令和3年120人に増加している。

# 第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年実績

## 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進（熱中症対策）

計画の目標	目標を数値化したもの	令和3年実績等
【熱中症】 職場での熱中症による死傷者数を平成25年から平成29年までの5年間と比較して、平成30年から令和4年までの5年間で5%以上減少させる。	(平成25年～平成29年の合計) 119人 ↓ (平成30年～令和4年の合計) 113人以下	平成30年～令和3年の 合計 <b>199人</b>

## 13次防期間中のこれまでの取組

- ① 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」期間中、建設業を中心に予防対策の実施を指導（平成30年度～）
- ② 梅雨明け直後における熱中症予防対策の徹底を関係団体（29団体）に要請。（平成30年度）
- ③ 毎年4月に記者発表を行い、熱中症の予防対策の徹底を広報（平成30年度～）
- ④ 協会けんぽ埼玉県支部を通じ、協会けんぽ加入者に対し、厚生労働省作成の熱中症予防の講習動画を周知（令和4年度）
- ⑤ 埼玉県、熊谷市と連携し熱中症予防の取組を周知（令和4年度）
- ⑥ 職場における熱中症による死亡者が最多となったことを受け、警備業、建設業の事業者団体に対し、熱中症予防対策の徹底を要請（令和4年度）

## 令和3年実績の分析

平成30年は記録的猛暑により熱中症災害（83件）が非常に多く発生した事もあり、目標に及ばなかった。平成29年～令和3年の死亡災害の原因はWBGT値を測定しないまま作業を行っていた、暑熱順化していない状態で作業を行っていた、水分、塩分を補給できていない状況で作業を行っていた事例が見受けられた。

業種別で見ると製造業が46人、陸運業が42人、建設業が31人、警備業が23人だった。